

平成 21 年度 (2009 年度)

生活者ネットワーク 予算要望
に関する検討の状況

練 馬 区

平成 21 年度予算編成に対する会派要望に係る回答について

「区分」欄の記号による類別

回答を補足し、趣意をより明瞭にするため、記号によって類別しています。

(1) 対応状況による類別

様式の区分欄に、次の対応状況のうち、該当する記号を類別しています。

- ・ 既に対応を実施している。 ⇒ A
- ・ ～年度から対応を実施する。 ⇒ B
- ・ ～年度から対応を検討している。または、対応に向けて検討を始める。 ⇒ C
- ・ 対応は、困難である。 ⇒ D

(2) 対応方法による類別

上記(1)の類別で、A～Cについては、次の対応方法のうち該当する記号を併記しています。

- ・ 予算措置による対応 ⇒ ①
- ・ 事務事業の執行方法等による対応 ⇒ ②
- ・ 国、都、その他の団体への働きかけによる対応 ⇒ ③

(3) 実施予定年度

上記(1)の類別で、B、Cについては、実施予定年度を数字で併記し、明らかな理由により予定年度を特定できない場合は「*」を併記しています。

[記号記入例]

区 分	課
A①	

予算措置により既に
対応している場合

区 分	課
B21②	

平成 21 年度から対応
を予定している場合

区 分	課
A①	
C*①	

一部は既に対応しているが、
一部は検討中の場合

整理番号	要望事項	回答	回答区分
	区民の平和的生存権を守るために		
10	8月6日、9日、15日を、非戦、核廃絶を区民にアピールする日として、区民とともに平和事業を実施すること。	これまでと同様に、平和に関する事業のあり方や内容について不断に検討を行い、総合的に考えていきます。	C*②
20	核の怖さを区民に周知するため、非核都市練馬区宣言をPRすること。	平和に関する事業のあり方や内容について不断に検討を行い、総合的に考えていきます。	C*②
30	憲法9条を実現するために区民とともに無防備地域宣言について考えること	無防備地域宣言は考えていません。	D
40	自衛隊駐屯地が区民生活に悪影響を及ぼさないように、防衛省からの情報は、恒常的に区民に伝えること。	自衛隊駐屯地での訓練や行事については駐屯地から周辺住民に広報するようお願いしています。また、区民からの意見・要望はその都度、駐屯地へ伝達しています。	A②
50	区が行う行事において、君が代斉唱、日の丸敬礼が強制されないよう配慮すること。	従来から強制を行っていませんので、改めて何らかの配慮をすることはありません。	D
60	5月、11月には、憲法について、区民の意識を高め、理解を深めるような事業を行なうこと。区報に憲法関連記事を掲載するだけでは不十分。	区報に憲法関連記事を掲載することにより、憲法についての区民の関心を高め、理解を深めていただく方法を継続します。	D
	区民主体の練馬区にするために		
70	自治基本条例を早急に制定すること。	昨年度に策定した平成22年度までを計画期間とする練馬区行政改革推進プランに基づき、取り組んでまいります。	C*②
80	広く区民の意見を反映させた練馬区基本構想をつくること。	新基本構想の策定にあたっては、さまざまな手法により区民の皆さまのご意見をお聞きしながら検討を進めていきます。	A②

90	政策形成段階から市民を参画すること。	附属機関等委員の区民公募枠を設定し、また、構想等に対する区民意見反映制度の導入により、政策形成段階からの区民参加・参画の充実を図っています。	A①
100	政策形成過程から情報公開をし、その過程を公文書として残すこと。	情報公開条例、「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」等に基づき、情報公開を進めています。	A②
110	財政状況や、政策の執行状況について一方的に知らせるだけでなく、区民の質問にも答えられる説明会を実施すること。	区民説明会を行う予定はありませんが、引き続き区報・ホームページの活用・充実に努めています。	D
120	区民の自発性に基づく市民活動やNPO活動を支援する事業を見直し、利用しやすいしくみにすること。支援のあり方を区民とともに検討すること。	練馬区NPO活動支援センターは、設立して3年度目にあたる平成20年度に、学識者や公募区民による活動評価および事業改善検討会を実施しました。それらの結果をもとに、今後の事業の充実につなげていきます。	B21②
130	2009年度版財政白書を区民参加で策定すること。	区民に分かりやすい白書の作成を目指しています。区民参加で策定することは困難です。	D
140	区民にわかりやすい財政パンフレットをつくること。	現在、区民に分かりやすい白書の作成を進めています。パンフレットの作成は考えていません。	D
150	区主催の財政説明会・講座・学習会を開催すること。また、区民が独自で開く、財政学習会などに支援すること。	区財政の説明会等の開催は考えていません。区民が開く学習会等に対しては、可能な範囲で支援します。	D・A②
人権が大切にされる社会をめざして			

160	<p>人権の啓発事業は子ども、高齢者、障がい者、女性、外国人、ホームレスなどのテーマで、中学校区エリアで一カ所程度行うこと。特に路上生活者緊急一時保護センターへの理解を深めるための交流事業を行うこと。</p>	<p>区の人権啓発事業は、広く区民を対象として実施しています。テーマについては法務省の人権週間実施要領や東京都人権施策推進指針等において重要課題とされている女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病、犯罪被害者等を中心に、さまざまな人権課題を取り上げています。</p> <p>路上生活者緊急一時保護センターにつきましては、地域協議会を開催して、地域協議会ニュースを発行するとともに、施設見学を行うなど地域の皆様の理解を深める取り組みをしています。現在、交流事業の予定はありません。</p>	A① D
男女平等社会実現のために			
170	<p>委託や指定管理者の受託事業者に対し、男女間の格差を生じる労働慣行に関する実態調査を行うこと。また、必要に応じて改善を促すこと。</p>	<p>区立施設の委託や指定管理の契約に当たり、各主管課では、事業者が労働基準法、男女雇用機会均等法など各種法令を遵守することを契約条件としています。指定管理者については法令の遵守状況等の事項は、今年度からモニタリングにより、各施設ごとに指定管理者から事業報告書が提出され確認しています。改善等の事項があれば指導することになります。</p>	A①

180	<p>区の施策を男女平等の視点で検証し、結果を公表すること。新基本構想や事業計画の策定時にも同様の視点でチェックすること。</p>	<p>第2次練馬区男女共同参画計画については、毎年度の事業実績を「実施細目」として練馬区男女共同参画施策推進会議および練馬区男女共同参画推進懇談会に提出し検証するとともに、ホームページで公表しています。 新基本構想については、21年3月に予定されている基本構想審議会の答申を受けて、区として素案を作成し、区民・区議会のご意見を踏まえながら策定します。</p>	A①②
190	<p>男性職員の育児休暇、介護休暇の取得率を向上させるために、取得率が低い原因を調査し、対策を講じること。</p>	<p>男女共同参画社会の形成のためには、家庭生活の中においても男女がその役割を固定することなく分担しながら、仕事と家庭の両立を図ることが必要です。今後も、区民には講演会、パンフレット等の広報により啓発していきます。また、区職員については、既にワークライフバランス研修等を実施し、理解を高める事業を行っています。今後も、より取得しやすい職場をめざして対策を講じていきます。</p>	A①
200	<p>区が事業者として作成する次世代育成支援後期行動計画に女性管理職を増やすことをいれること。</p>	<p>現時点では、その考えはありません。</p>	D
子どもにとっての最善の利益を確保するために			
210	<p>経費削減を目的とした保育園・学童クラブの委託・民営化は行わないこと。</p>	<p>保育園・学童クラブの委託は、第二次区立施設委託化・民営化実施計画に基づき実施しています。</p>	D
220	<p>保育室が安定した運営ができるように支援すること。</p>	<p>21年度も現行の補助制度を継続します。</p>	A①

230	次世代育成支援行動計画の後期計画策定におけるニーズ把握は、アンケートだけでなく、シンポジウムや当事者との懇談会などを多数の会場で開催すること。	公募区民や地域住民組織の代表者、保健・福祉・教育関係者などの委員により構成された、練馬区次世代育成支援推進協議会における各委員からの意見、要望を反映させてニーズ調査を実施していきたいと考えています。	A②
240	「冒険遊び場」については、次世代育成支援行動計画に位置づけ、区が支援していくこと。	子どもの居場所づくりについては、今後研究することが重要と考えています。	D
250	中高生の居場所づくり事業として、児童館の中高生対応について子ども参加で全体構想を策定すること。	現在、子ども参加で全体構想を策定する計画はありません。今後の計画に子どもたちの意見が反映されるよう考えていきます。	D
260	子ども議会の経験者や地域協力者（ジュニアリーダー卒業生）など高校生・大学生のサポーター制度を作り、子ども議会の運営も子ども主体にすること。	子ども議会の運営にあたっては、子ども議会議長や、学習会の司会書記など子ども主体で行っています。子どもたちの区政・区議会についての学習の契機とするとともに、子ども議員の意見を十分に発揮できるようにさらに図っていきます。	A②
270	障がいのある子どもがともに地域で暮らせるように、世界保健機関（WHO）で採択された国際機能分類（ICF）に基づいてノーマライゼーションのまちづくりをすすめること。	障害のある子どもをはじめ、障害者が地域でともに生活できる社会を実現するために、空間を整備するとともに、人と人との相互理解を深め、社会のネットワーク作りが進むようめざしていきます。	A③
ひとりひとりを大切にする学校教育を行うために			

280	障がい者の権利条約に則った学校での支援体制を充実させること。学校巡回相談員・学級経営補助員を増員すること。介助員の配置を拡大し、家族の負担を軽減すること。	障害のある児童・生徒の通学に関する移動介助については、現在、移動支援事業を実施しています。 学校巡回相談員の人数については、学校からの相談件数等の推移を見ながら引き続き検討を行います。 介助員については、平成21年4月から従来の学級経営補助員・指導補佐に代わり、学校生活支援員（非常勤職員）等を設置し、特別支援教育の充実を図ります。	A① B21②
290	就学支援委員会を廃止し、新入学予定者全員に入学通知を送ること。児童・生徒と保護者の意向を尊重し、区立小中学校での受け入れがスムーズに行われるよう支援すること。	入学（就学）通知書は新入学予定者全員へ発送しています。 就学相談においては、児童・生徒と保護者の意向を最大限尊重しながら実施しています。 今後とも、小中学校との連携を緊密にして、スムーズな受け入れを行っていきます。	A①
300	40人学級を見直し、少人数学級の導入について調査・研究・検討すること。	少人数学級の導入については、教職員の確保等の課題があることから、実施は困難です。	D
310	教育委員会として登校支援シートや報告書などを精査し、教員の事務作業を軽減すること。	登校支援シートは現場の教員も検討に加わって作成したものです。 書式や作成・提出の方法については必要に応じて見直しをしていきます。	A①
320	学校事務員や用務員の非常勤化をやめること。	学校事務の非常勤化は今後とも進めてまいります。 なお、用務員の非常勤化は現在考えておりません。	A① D

330	学校統合準備期間中の心のふれあい相談員の時間拡大や学級経営補助員・学校用務員などを増員すること。	学校統合による新校の開校に向けて、心のふれあい相談員の拡充を予定しています。学級経営補助員につきましては、状況を見ながら配置の判断します。学校用務員の増員は考えておりません。	B21① D
340	区立学校の適正配置は統廃合ではなく、練馬区全体の学区域の見直しで行うこと。	それぞれの地域に、現在の通学区域が形成された経緯があることから、区全体の通学区域を見直すことは難しいと考えています。区立学校の適正配置にあたっては、通学区域の変更や統合により、適正規模の確保に努めます。	D
350	学校教育において「日の丸」「君が代」や「心のノート」で画一的な愛国心を押しつけないこと。	学習指導要領に基づき、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗掲揚とともに国歌斉唱を指導します。また、「心のノート」を適切に活用し、子供たちに豊かな情操と道徳心を培うよう指導しています。	A②
子どもの立場にたった地域のオンブズパーソン設置のために			
360	要保護児童の待機が出ないように、現状を把握し、施設の確保に努めること。	要保護児童の一時保護、施設入所の措置は東京都の所管となっており、東京都に働きかけていきます。	C*③
370	児童虐待を防ぐために、低所得者世帯への経済的支援や保護者の相談・カウンセリングなど精神面の支援を充実させること。	児童虐待の疑いのある低所得世帯は経済的支援を行なっている総合福祉事務所と連携をとって対応しています。精神面の支援は子ども家庭支援センターでの相談事業、グループミーティング事業、及び保健相談所との連携により支援をしています。	A②
福祉について			

380	介護保険の利用料は、低所得者（本人及び家族非課税）に対して、都制度だけでなく区独自ですべてのサービスの軽減を継続していくこと。	都制度の生計困難に対する利用料減免について都が実施する限り、区としては引き続き実施をしていく考えです。	A①
390	介護保険の保険料は区独自でスライド式設定にすること。	介護保険法の改正をふまえながら、第4期事業計画期間は第3期より多段階化する方向で検討しています。区独自にスライド式設定をすることは困難です。	A② D
400	2010年の介護保険制度の改定に向けて、問題を抱えている区民の生活実態を把握し、反映させるため聞き取り調査を実施すること。（現状は介護保険の枠や規制にとらわれすぎて、利用者の生活実態にあったサービス提供になっていない）	第4期介護保険事業計画の策定にあたり、高齢者基礎調査等を実施しています。	A②
410	介護保険運営協議会は、委員が地域に積極的に出向き、区民の声を聞くこと。また、学習会などを開くこと。	介護保険運営協議会の構成メンバーには、公募区民6名が含まれており、区民意見が反映できるものとなっております。また、審議に必要な情報等につきましては、会議の中で適宜報告、提供しています。	A②
420	「よくわかる介護保険」のパンフレットには06年から大事な介護保険の理念が省かれてしまっているのので、記載すること。	平成21年4月版からは介護保険パンフレットに介護保険制度の理念を掲載します。	B21②

430	在宅で最期まで安心して生活が続けられるよう、車いすや歩いても行ける生活圏域で地域福祉計画を地域区民とともに策定し、実現すること。	練馬区地域福祉計画は、生活圏域を4層構造で捕らえ、第4層は、小中学校区や町会・自治会、NPOの活動範囲の小さな区域を生活圏域としています。計画では、地域からの様々な課題に対応すべく区民とともに協働し、地域福祉の推進するための施策を定めています。今後とも、区民とともに地域の課題発見と解決に向けた取組みを検討していきます。	C*①②③
440	日中独居の高齢者に対して、バランスの取れた食事を確保するために会食会や配食を行うこと。	「食」のほっとサロン（会食サービス）は、家族の有無に関わらず参加できます。配食については、原則ひとり暮らし、高齢者のみ世帯ですが、今後見直しを検討します。	A①
450	特別養護老人ホーム、老人保健施設の個室は、80万円の低所得者だけでなく利用料の助成をしていくこと。	低所得者（世帯非課税）に対しては、居住費・食費の減額措置を既に講じています。	A①
460	生活保護の母子加算、老齢加算の廃止を見直すよう国に働きかけること。	母子加算・老齢加算の廃止は、国において十分に時間をかけて検討された結果と考えています。従って、国への復活要望については考えていません。	D
470	高齢者・障がい者の住宅政策をつくること。安定した居住の確保は生きていくため、まず一番必要なものである。行政として、民間にすべてまかせるのではなく、超高齢社会の中でビジョンをもって住宅政策をつくるべき。区民参加で協議会を立ちあげること。	高齢者・障害者向け住宅施策のあり方については、今後予定している住宅マスタープランの改定に合わせて検討します。	C22 ①②

医療について			
480	難病用ショートステイは、日大光が丘病院・順天堂病院での受け入れを進め、都の制度内の対応のため患者は遠くまで移動しなくてすむようにすること。	現状では、日大練馬光が丘病院ならびに順天堂練馬病院において、在宅難病患者の緊急一時入院に対するための病床を確保することは困難です。	D
490	医療が必要な人が安心して在宅で生活ができるよう、地域ケア体制を整備する。医療・福祉・保健のネットワーク協議会に公募区民や家族会の参加で当事者本位の体制をつくること。	今後の検討課題であると考えます。	D
500	療養型病床の縮小に伴う地域の医療体制弱体化に対し、区として積極的に対策をとること。	限られた医療資源を有効に活用できるように、医療機関との連携を深めていきます。	C*③
510	安心して医療が受けられるよう地域医療システムを作成すること。核になる病院と地域にある医院との連携をつくる。特に当事者、家族が在宅から入院、入院から在宅が安心できるように家庭医などもふくめ体制づくりをすること。	区内および二次保健医療圏内において、脳卒中や糖尿病など疾病ごとの医療連携を進める中で、体制づくりを行っていきます。	C*②
520	病後児保育事業は区内でバランスよく対応できるよう支援を拡充すること。	実績加算分の単価を増額します。また、利用実態に応じた定員の見直しを行いました。	B21① A②
資源循環型社会を進め、ごみの減量化に向けて			
530	レジ袋削減に向けて、事業者と消費者参加の協議会を立ち上げる。	ごみ減量に向けた、区民・事業者・区の三者による懇談会の開催を検討します。	C*③

540	<p>プラスチックの回収は港区のように容器包装プラだけではなく全面回収を実施する。(埋め立て延命でもなく、サーマルリサイクルでもなく、より安全で有効なエネルギーとして資源化)</p>	<p>区では「容器包装プラスチック」の回収を進め資源化を進めています。なお、資源化物の追加については今後とも検討します。</p>	D C*②
550	<p>プラ回収をしていない区のごみの練馬区への持込に対しては規制をかける。(練馬区と同条件のごみしか受け取らない等。)</p>	<p>練馬区内にある清掃工場へのごみ搬入計画は、東京二十三区清掃一部事務組合による適切な搬入計画により実施されており、区として規制する予定はありません。</p>	D
560	<p>プラスチックの重金属の規制を国へ要望する。</p>	<p>清掃工場では、大気汚染・水質汚染・水質汚濁を防止するため、様々な除去装置や処理設備を用い、安全対策を施していることから、国への要望は考えていません。</p>	D
570	<p>新分別の徹底を進めるため区は説明会110回に満足することなく区民に浸透するまで細かく行なう。</p>	<p>今後も新分別について区報・パンフレット等により周知活動を継続します。</p>	A②
580	<p>説明会ではコスト面(税金)についてもわかりやすく説明し、事業者責任を取らせることが税金節約になる等説明する。</p>	<p>年度ごとの回収量等が確定した段階で区報、ホームページで公表していきます。</p>	A②
590	<p>リサイクル推進員制度をつくり、担い手をリサイクルセンター協力員、エコアドバイザー、区民環境行動委員など、区民の力を借り、資源化を確実に進める。</p>	<p>町会・自治会を母体とする環境清掃推進連絡会の組織をもとに、今後とも協働して循環型社会づくりを目指すことを基本とし、センター協力員、アドバイザーとの連携を図っていきます。制度新設の予定はありません。</p>	D

600	新分別にむけて相談窓口を、清掃事務所、リサイクルセンターに設ける。	平成20年度は、9月1日から11月28日まで「資源・ごみの分け方と出し方」問い合わせ窓口を設けました。今後は、通常の窓口業務で対応します。	A②
610	ワンウェイの容器は可能な限り減らすよう国に働きかける。区立施設や区のイベントにはリユース容器を積極的に導入する。そのための食器洗浄車を購入、一般に貸し出し、3Rを広げる。	今後ともリターナブルびんの利用については、関係機関、自治体と協力し働きかけを行っていきます。イベント等でのリユース食器の利用推進についてもPRに努めます。食器洗浄車については、導入計画はありません。	A② D
620	区職員にマイカップ、マイはし運動を徹底させ区民に3Rの規範を示すこと。	全職員への周知・徹底が必要なことから、今後検討します。	C*2
630	金属類は区民の出しやすい方法で恒常的に回収をおこない、資源化につとめる。	資源化事業者の確保、費用対効果を考慮した保管場所の確保等の課題について検討を進めます。なお、現在2ヶ所のリサイクルセンターにおいて、なべ、釜、やかん等の回収を行っています。	C*① A②
640	家庭から出るスプレー缶や蛍光灯は有害物としてくくり区民に有害意識の徹底と別回収のシステム化(年1回)をはかる。また生産者責任で有害物処理業者(例えばはちおう等)に適正に処理をさせる。	スプレー缶や蛍光灯は不燃ごみとして収集し、東京二十三区清掃一部事務組合で適正に処理しています。	A②
650	合成洗剤は下水処理をしても100%分解しない。水中生物だけでなく、使用により人体にも悪影響を及ぼす。区の基本として公共施設では石鹼をすすめること。また重層、クエン酸なども利用して環境、体や生物にもやさしい洗剤を利用すること。	下水道が完備し、公共用水域には排水されないために、区としては石鹼の使用について区民へ働きかけを行う予定はありません。	D
温暖化防止対策、低炭素社会実現に向けて			

660	<p>温暖化対策としてごみ半減を実現させるため、また資源化が進みごみが減量していく中、ごみ焼却量削減させる数値目標を掲げ、練馬清掃工場を別の資源化施設に変換させる。</p>	<p>練馬清掃工場は、建替え計画が定められ、建替えに向けた手続きが進められています。なお、ごみ量に関しては、区の一般廃棄物処理計画で平成32年度には、区民一人あたりのごみ量を平成16年度比で200g減とする目標を立てています。</p>	D
670	<p>「学校エコマイレージ」を導入して、エコ活動を広げる。</p>	<p>区立小中学校におけるエコ活動として、エコライフチェック事業などを実施しています。また、学校における省エネ活動の成果が学校に還元される仕組みなど研究し、学校におけるエコ活動を推進していきます。</p>	A① C*①
680	<p>水浸透を進めるための方策を強化する。雨水浸透マス、浸透舗装、駐車場の浸透化を義務付ける。(コンクリートを敷き詰めない)</p>	<p>道路については、透水性舗装等浸透施設が設置可能な道路について行っています。また、練馬区まちづくり条例に基づき、駐車場施設は雨水浸透施設等の設置を指導しています。</p>	A②
690	<p>雨水利用を進めるため(災害時にも有効)貯水槽を整備し、家庭用貯水タンクにも助成を行い普及につとめる。</p>	<p>貯留した雨水について、庭木への散水や打ち水など温暖化対策として役立つ利用方法を一層周知します。 なお、総合治水対策の観点から雨水浸透施設助成制度の中で、雨水浸透施設を助成により設置した場合、雨水桶の助成を行っています。</p>	A①②
700	<p>ヒートアイランド化対策を推進する。(例 緑化、保水性舗装、遮熱性舗装、高反射塗料など)</p>	<p>区全体の温暖化対策を総合的、計画的に進めるため「地球温暖化対策地域推進計画」を平成20年度中に策定し、緑化の推進等によるヒートアイランド現象の緩和対策にも取り組んでいます。</p>	A①

710	太陽光発電の普及を進めるため率先して公共施設に設置を義務付ける。	区立施設における太陽光発電の利用については、練馬区環境マネジメントシステムの中で、施設計画にあたり導入効果を検討し、設置を図っています。また、設置の義務付けについては、区立施設の改修・改築・新築における省エネルギー対策に係る今後の課題であると考えています。	A① C*①
720	事業所、家庭の太陽光発電設置を支援し、電力会社に高く売電できるよう国にはたらきかける。	電気事業者に対しては、国や都が、電力のCO2排出係数の低減や再生可能エネルギーの導入を促進する施策を進めています。区としては、区内の家庭における太陽光発電設備の普及を支援するとともに、必要に応じて国や都に要望していきます。	A①③
730	太陽エネルギー利用機器の設置をすすめ、定期的なメンテナンス費用を支援する。	太陽光利用機器の設置は、平成18年度から新規に設置する太陽光発電設備の支援を実施しています。また、メンテナンス費用は、設置者が負担するものと考えます。	A① D
740	中小事業所等が使用するボイラー等の低NOxかつ低CO2への変換を促進する。	東京都はNOx低減対策として、環境確保条例で「燃焼機器を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量の少ない機器を設置するように努めなければならない。」と規定するとともに、NOx排出量の少ない小規模燃焼機器（ボイラー・ガスヒートポンプ等）を認定し、普及を図っています。区も協力して普及に努めています。	A②

750	区内の各駅前には1本大きな木をシンボルツリーとして植える。	各駅前に大木を植えることについては、場所の確保や維持管理などについて課題が多く、実施は困難です。区や都が計画している事業から適切なものを選び、これを区民、事業者、区が一体となって進める温暖化対策のシンボル事業として位置づけることなどを検討します。	D C*②
まちづくりについて			
760	外環はいらない。「計画ありき」の調査は今後しないこと。またこれから実施する地域課題検討会は準備会から公募する。	外環は、生活道路への通過車両の排除など、その南伸が区内交通問題の抜本的解決に寄与し、必要な道路であると考えています。その整備については、都市計画変更案に対する区長意見や地域PIでの意見等を踏まえ、引き続き国および都に対し早期整備を要請していきます。また、今後実施する地域課題検討会については、地域の方々の意見を聞きながら実施していきます。	D
770	自転車の専用道路を整備すること。自転車置き場を拡充整備する。	自転車の走行環境については、自転車利用総合計画の改定の中で検討します。 また、各駅に整備目標台数を定め、自転車駐車場の整備を進めています。	G21① A①
780	コミュニティバスは地域の声を拡充し、交通不便空白地域の解消を急ぐこと。	公共交通空白地域改善計画に基づき、対応を図ります。	B21②
790	区内の各バス停にベンチと木陰になる木を設置すること。	コミュニティバスについては、バス停設置先の道路状況を踏まえ、バス利用環境の改善に向けた検討を開始します。また、民間バス事業者に対しては、バス利用環境の改善に向けた要請を行っていきます。	G21②

800	<p>景観条例を区民参加や事業者で策定すること。 ⇒景観条例を区民や事業者の参加で策定すること。</p>	<p>景観計画および条例の策定は、様々な方のご意見を伺いながら行っていく予定です。来年度には、区民懇談会等の開催を検討しています。</p>	B21①
810	<p>大気汚染状況を継続的に測定する箇所を大幅に増やし、測定項目は東京都実施の項目と同等以上、一般環境と自動車排ガスの両方とすること。</p>	<p>平成19年度に環状八号線に高松一丁目測定室（窒素酸化物計・浮遊粒子状物質計）を新設設置し、谷原測定室、長光寺橋測定室に浮遊粒子状物質計を設置充実し、20年度から評価しています。今後、限られた測定体制の中で、的確に環境把握を行うとともに、測定室のローテーション使用等効率的運営を行ってまいります。</p>	A①
820	<p>ヒートアイランド化防止対策のため、区内の現況把握をへて、優先的に対策を実施すべきエリアを抽出する調査をすること。</p>	<p>ヒートアイランド現象は区の区域を越えた現象であり、現況を把握するためには、都・県もしくは国レベルで広域的かつきめ細かな調査を行い、原因の分析や局所的な対策を検討する必要があります。</p>	D
830	<p>区の「アスベスト飛散防止条例」の実効性を確保するため、新たに老朽化建物が多くある地域や、応急対応で封じ込めを行った場所周辺地で、飛散濃度の測定をすること。</p>	<p>区内の大気中のアスベスト濃度調査は平成18年度から、地域を代表する4地点を定点として、継続的に測定を行っています。なお、吹付けアスベスト等の一定規模以上の除去工事に際しては、東京都環境確保条例で敷地境界において工事前、中、後における飛散度調査を工業者に義務付けています。</p>	A①
840	<p>都市計画は多様で複雑化しているので、区民に既決定分などを的確に紹介する冊子を発行すること。</p>	<p>区に関わる既決定の都市計画については、都市計画の区域および概要を示した、都市計画概要図および用途地域図を既に発行しています。</p>	A①

850	東京都の環境確保条例に基づく土壌汚染、地下水汚染、河川水に関する測定を公有地や住民から要望があった地点で行う。	河川・池の水質調査を、BODや重金属など35項目について区内10地点で年4回、既の実施しています。地下水の有機塩素系溶剤汚染や、地下水と土壌のダイオキシンについても、既に定期的に調査を行っています。	A①
防災について			
860	災害時にお年よりや障害者、子どもに対応できる地域のしくみをつくること。	平成19年度に高齢者や障害者などの災害時要援護者を支援するための名簿を作成しました。また、平成20年度からは、地域において災害時の状況確認が行えるよう、区民防災組織との情報共有を図っています。	A②
870	仮)震災復興条例に向けて、地震のマグニチュードは関東大震災並みの7、9を想定すること。区内及び周辺区市の活断層調査を行なうこと。	「練馬区震災復興の推進に関する条例」は、地震の規模に関わらず復興に取り組む場合の規定を定めたものです。そのため、特定の被害想定は行っていません。 なお、現在の区の震災関係の計画は、都の「首都直下地震の被害想定」のマグニチュード6.9が7.3を想定して策定しています。 区において活断層調査を行う予定はありません。いくつかの調査機関による調査で、練馬区の近くには埼玉県入間市から青梅市・川崎市を経て府中市にかけて約30kmにもわたる立川断層があることがわかっています。	D